

都市計画道路内の建築制限を緩和しました!!

概要

都市計画道路の区域内の建築の許可基準を、従来の「**2階建て以下**でかつ地下室がない、木造・鉄骨造・コンクリートブロック造の建築物」から、同様の構造で階数が「**3階建て以下**」に緩和しました。

※一部、緩和しない路線がありますので、区役所建設課にて確認してください。

◆現状

○新潟市ではこれまでに 194 路線、約 530 kmの道路を都市計画決定しており、将来の事業の円滑な施行を確保するため、都市計画道路の区域内において、建築の制限を行なっています。

○次に掲げるものは、都市計画道路の区域内であっても、建築を許可しなければならないとされていることから、本市でもこの規定に基づき、都市計画道路の区域内の建築を許可してきました。

都市計画法第 54 条による規定
以下のものについては許可をしなければならない。
階数：階数が2以下でかつ地階を有しない
構造：木造・鉄骨造・コンクリートブロック造

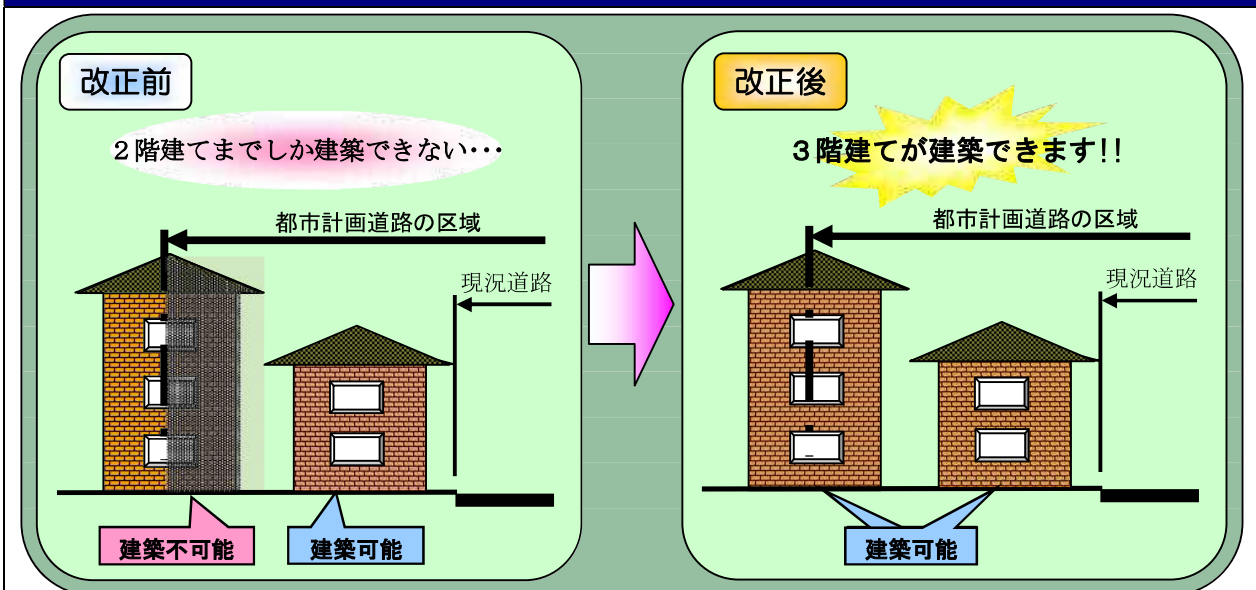
◆近年の情勢・市の対応

○木造3階建ての建物の普及や「土地を有効に活用したい」「二世帯住宅をつくりたい」といった多様な住宅ニーズの高まりから、最近では3階建ての建物が増えています。

○市では、こうした状況を踏まえ、新潟市都市計画法施行細則の改正を行い、都市計画決定されてから事業が実施されるまでの間で、将来の事業の円滑な施行に支障を及ぼすおそれがない建築物については、「**3階建て以下**でかつ地下室がない、木造・鉄骨造・コンクリートブロック造の建築物」まで建築できるよう許可基準を緩和しました。

○なお、一部、建築制限を緩和しない都市計画道路がありますので、区役所建設課にて確認してください。

◆イメージ図



◆問い合わせ先

○今回の改正について

都市政策部 都市計画課 計画担当 TEL :025-226-2679

区役所建設課

北区 建設課 まちづくり係 TEL : 025-387-1435

東区 建設課 まちづくり係 TEL : 025-250-2630

中央区 建設課 まちづくり係 TEL : 025-223-7410

江南区 建設課 まちづくり係 TEL : 025-382-4738

秋葉区 建設課 まちづくり係 TEL : 0250-25-5691

南区 建設課 まちづくり係 TEL : 025-372-6490

西区 建設課 まちづくり係 TEL : 025-264-7670

西蒲区 建設課 まちづくり係 TEL : 0256-72- 8570

○都市計画道路の区域内の建築物の許可申請について

区役所建設課

※詳細は、当該道路を所管する部署に確認していただく場合があります。

■問い合わせ先

都市政策部 都市計画課 計画担当

TEL : 025-226-2679 (直通)

MAIL : tokei@city.niigata.lg.jp